

# 令和6年度 指定管理業務 事業評価書

施設名	袖ヶ浦市福祉作業所	
施設担当課名	障がい者支援課	
指定管理者名	社会福祉法人 嬉泉	
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間のうち5年目）	
利用料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input type="checkbox"/> なし	※「一部導入」は利用料金制を導入しているが指定管理料を支出している施設

## 1 施設の概要

施設の所在地	袖ヶ浦市大曾根862-1
施設の設置目的	袖ヶ浦市福祉作業所は、在宅の障がい者又は、知的障がい者であって就業することが困難なものに対して作業の場を提供し、必要な指導及び訓練を行うことにより、社会的自立の助長を図ること。
指定管理業務内容	1. 作業訓練、生活指導、その他福祉作業所を利用する者の社会的自立を助長するために必要な事項に関する業務 2. 福祉作業所施設及び設備の維持管理に関する業務 3. 福祉作業所の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 4. その他施設の運営に関して市長が認める業務

## 2 利用状況

項目	今年度計画値	今年度実績値	対計画比(%又は増減)	前年度実績値	対前年度比(%又は増減)
開館日数（日）	243	243	100.0%	243	100.0%
施設利用者数（人）	9,776	9,843	100.7%	8,789	112.0%
貸室（設備）稼働率（%）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事業開催数	0	0	0.0%	0	0.0%

## 3 施設の経営状況

(単位：千円)

項目	今年度計画値	今年度実績値	対計画比(%又は増減)	前年度実績値	対前年度比(%又は増減)
指定管理料	0	0	0.0%	0	0.0%
利用者当たり管理コスト	5.55	5.62	101.3%	6.11	92.1%
利用者当たり自治体負担コスト	0.00	0.00	0.0%	0.00	0.0%

## [評価結果]

評価項目	評価基準	自己評価	担当課評価
<b>I 履行の確認</b>			
1 施設全般の管理運営に関する業務			
(1) 職員配置	基準に基づき、適切な人員配置がされたか	A	A
(2) 職員研修	業務に必要な研修・教育が適切に行われたか	A	A
(3) 利用促進業務	利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか	A	A
2 利用者に関する業務			
(1) 利用状況	利用者数・稼働率等は、適切な水準であるか	B	B
(2) 利用[使用]料金	利用料金の設定、利用[使用]料金の徴収・減免・還付の手続は適切であるか	A	A
3 保守点検並びに清掃等業務等			
(1) 保守点検業務	基準に基づき、保守点検が適切に行われたか	A	A
(2) 清掃業務・維持管理業務	基準に基づき、清掃業務・維持管理が適切に行われたか	A	A
(3) 保安・警備業務	基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか	A	A
(4) 修繕業務	基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか	A	A
4 事業の実施に関する業務			
(1) 指定事業	基準に基づく事業が適切に行われたか	A	A
(2) 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が適切に行われたか	-	-
5 個人情報の取扱	個人情報の取扱いが適正に行われたか	A	A
<b>I の総括</b>	<b>当該施設評価項目数 《標準評価項目数 12 個》</b>	<b>11個</b>	<b>A</b>
* 指定管理者の自己評価	運営を初めて9年が経過し、特別支援学校からの移行施設としても定着し、ここ数年は両グループともに数名ずつ移行している。またそれ以外の利用者も増えていることからも地域に根差した作業所として認識されてきていると思われる。		
* 施設担当課の評価	協定書を遵守し、適切に施設運営を行うことができている。利用者数は計画値に満たなかったものの、就労継続支援B型及び生活介護、日中一時支援のいずれも安定的に利用されており、地域に根差した拠点としての機能が担われている。		
<b>II サービスの質の評価</b>			
1 利用者満足度	利用者アンケートを実施し、その結果は妥当であるか	A	A
2 維持管理業務 (清掃、備品等の維持管理)	日常清掃業務や衛生管理は適正であるか 備品などの設備の維持管理は適正であるか	A	A
3 運営業務 (貸出状況、接客対応等)	備品の貸出状況や消耗品等の補充状況は適切であるか 利用許可など利用者への接客対応は適切であるか	A	A
4 指定・自主事業(事業内容の質)	実施された事業内容は、質の高いものであったか	A	A
<b>II の総括</b>	<b>当該施設評価項目数 《標準評価項目数 4 個》</b>	<b>4個</b>	<b>A</b>
* 指定管理者の自己評価	令和5年度は就労エリア、令和6年度は生活介護エリアのエアコンの入れ替え工事が予定されている。そのことで生活環境はかなり改善される。利用者や保護者においては面談やアンケートにおいて引き続き利用したいという要望が強くでている。		

## 様式5【指定管理者及び市作成】

* 施設担当課の評価	アンケート結果から利用者の満足度は高く、苦情や通報などは特にない。施設の維持管理も適正に行われている。
------------	---

総合評価		I・II を合わせた総合評価		自己評価	担当課評価
総合評価に係る 総括意見	指定管理者	特別支援学校高等部からの移行希望者が毎年数名ずついることからも、地域での移行先として定着してきている。どちらの事業においても、他の事業所では利用に結びつかなかった方が定着しており、療育的な支援を求めており、市内の事業所のセーフティーネットとしての役割を求められている。			
	施設担当課	協定書を遵守し、適切に施設運営を行うことができている。運営を開始して9年が経過し、利用者数も安定しているとともに、利用者は安定的に通所されている。利用者及び保護者との良好な信頼関係を築いていることは評価できる。			
その他特記事項 (成果・改善等)	指定管理者	利用者及び家族の高齢化に伴い、家庭での生活が困難になったケースが散見された。法人内の施設で短期入所事業などで対応し、本人のうぐいす園を利用したいという思いも受け入れながら今後の生活を検討している。親亡き後の生活は大きな課題であるが、その問題に対して真摯に向き合い対応している。			
	施設担当課	施設利用者の満足度は高く、施設の必要性も高いため、引き続き適切な施設管理に努められたい。			

## 《評価区分》

①評価基準	A (優良) = 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である B (良好) = 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である C (課題含) = 協定書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある D (要改善) = 協定書等の基準が遵守しておらず、改善の必要な内容である
②総括	A (優良) = 評価基準がすべてB以上であり、かつAが過半数以上である B (良好) = 評価基準がすべてC以上であり、かつB以上が8割以上である C (課題含) = 評価基準がすべてC以上である D (要改善) = 評価基準にDが含まれている
③総合評価	A (優良) = 総括がすべてB以上であり、かつAが1つ以上である B (良好) = 総括がすべてB以上である C (課題含) = 総括がすべてC以上である D (要改善) = 評価基準にDが含まれている